

自動車税(種別割)の納期限は

6月2日(月)です。

自宅からでもパソコン・スマートフォンなどを
利用していろいろな納付手続きが可能です。

納期限までにお忘れなく！

- クレジットカード
- スマートフォン決済アプリ
- インターネットバンキング

※ 各種納税方法については、兵庫県のホームページをご覧ください。

【障害のある方へのお知らせ】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(等級や使用状況等に一定の条件があります。)に対する自動車税種別割の減免制度があります。

減免額には一定の限度額及び減免割合があります。また、減免申請期限(納期限)後に申請があった場合は、月割にて減免をしています

※ お問い合わせは、県税事務所まで

—兵庫県・県税事務所—